

別表

(あ) 事件番号	(い) 審査請求日	(う) 実施機関	(え) 公開請求日	(お) 公開請求対象文書	(か) 決定内容	(き) 決定日	(く) 非公開理由	(け) 審査請求人の主張	(こ) 実施機関の主張
令和 7 年度 厚審第 1 号	令和7年4月14日	厚木市長 (青少年課)	令和7年3月23日	1) 「令和7年3月4日付行政文書非公開決定通知書」の「公開しない理由」に記載で、「その存在を確認することができなかった」ことに至った過程（会議録、意思決定形成過程、決済等）を記録したあらゆる行政文書。また、在職職員の範囲（委託会社や警備業者等を含んでいるのか）や退職職員への可能な限りの聞き取りが実施しない意思決定に至ったことが明確に分かる過程（上と同じ）を記録した行政文書。	一部公開	令和7年4月7日	条例第 7 条第 1 号該当 特定の個人を識別できる 情報であるため	・厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針（以下「指針」という。）において、意思形成過程文書の確実な作成や会議録の作成が義務付けられているが、令和 7 年 3 月 4 日付け行政文書非公開決定通知書に係る決定の決裁に関わった職員によって行われた会議に係る会議録が作成されていないことは指針に反している。 ・指針は、訓示規程ではなく、文書作成における義務を課すものと解釈すべきである。 ・単に条文を引用し、特定の個人を識別できる情報であるためと付記するだけでは、最高裁判例の求める相手方に対し、いかなる理由に基づき処分がなされたのかを了知せしめる水準の理由にはなっていない。 ・行政職員の氏名や職務上の立場、職務上の役割分担に関する情報は、原則として開示されるべきである。	・令和 7 年 3 月 4 日付けの決裁文書一式以外に、請求の対象となるような文書は作成していない。 ・指針については、本市の徹底した情報公開の推進を目指し、市政に対する市民の信頼確保と市民への説明責任を果たすため、行政文書の作成に当たり留意すべき事項を訓示的に示したものである。 ・指針の「3 行政文書の作成及び保存管理」では、「情報公開制度を適正に運用し、市民への説明責任を果たすため、行政文書の作成及び保存管理には、次に掲げる事項に留意しなければならない。」と規定され、「(1) 意思形成過程文書を確実に作成すること。」として「意思決定に至る経過を明確にするため、意思形成過程における文書を確実に作成し、行政文書として適正に保存管理しなければならない。」と規定されているが、意思形成過程に係る全ての文書を作成することとする解釈はしていない。 ・特定の個人の氏名、住所及び電話番号が含まれていたことから、決定通知書において、公開しない部分として「行政文書公開請求を行った者の氏名、住所、電話番号」と、公開しない理由として「厚木市情報公開条例第 7 条第 1 号該当 特定の個人を識別できる情報であるため」と記載したものであり、本件処分における理由付記は、非公開部分がいかなる根拠によりどの非公開情報に該当するのか明確に了知できるものである。 ・本件処分で非公開とした情報は特定の個人に関する個人情報である。
令和 7 年度 厚審第 2 号	令和7年4月14日	厚木市長 (青少年課)	令和7年3月23日	2) 「令和6年1月25日付行政文書非公開決定通知書」の「公開しない理由」に記載で、「該当するような行政文書を取得及び作成していないため存在しません」となっているが、「なぜ作成（取得）していないのかを記述した」行政文書。	非公開	令和7年4月7日	文書不存在 請求対象文書は、作成及び取得をしていないため。	・指針に照らして、当初の決定処分及び本件処分における理由について、対象となるような行政文書を、なぜ作成（取得）していないかについて明記されていない。 ・理由については意思決定過程文書において示されているはずであり、意思決定過程文書の作成は指針で義務付けられている。 ・指針は、訓示規程ではなく、文書作成における義務を課すものと解釈すべきである。 ・本件処分における理由付記は、最高裁判例の求める相手方に対し、いかなる理由に基づき処分がなされたのかを了知せしめる水準の理由にはなっていない。	・情報公開の非公開決定における理由付記については、厚木市行政手続条例及び情報公開条例において義務規定が定められている。行政手続条例第 8 条では、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、当該処分の理由を示さなければならないこと、情報公開条例第14条第 1 項では、非公開の理由を示さなければならないことが定められている。行政手続条例及び情報公開条例に基づいて、非公開の理由をどの程度記載するかについては、最高裁判所平成 4 年12月10日第一小法廷判決に即したものであるべきと考えられ、同判決においては、「単に非開示の根拠規定を示すだけでは、条例の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」と判示されているところ、当初の決定処分及び本件処分においては、請求対象文書について、作成及び取得していない旨をそれぞれの決定通知書において記載しており、これらの条例の求める理由付記は果たしている。 ・指針は、行政手続条例及び情報公開条例上の義務とは別に、市民への説明責任を果たすため、文書不存在の理由として、「なぜ作成（取得）していないのか」を記述することを訓示的に定めたものであり、不確かな情報を記述するような説明責任に反するような処理までも求めたものではない。実施機関においては、当初処分等における理由付記について、厚木シティプラザ地下 1 階トイレの貼り紙の事案が、少なくとも10年以上も前の事案に関するものであり、当初処分等に係る請求対象文書を作成又は取得をしていない理由が定かではなく、不確かな情報を記載することは、指針の趣旨をかえって損なうものであることから、なぜ作成（取得）していないかを記載しなかったものである。

(あ) 事件番号	(い) 審査請求日	(う) 実施機関	(え) 公開請求日	(お) 公開請求対象文書	(か) 決定内容	(き) 決定日	(く) 非公開理由	(け) 審査請求人の主張	(こ) 実施機関の主張
令和7年度 厚審第3号	令和7年4月25日	厚木市長 (青少年課)	令和7年4月9日	「令和7年3月4日付行政文書非公開決定通知書」の「公開しない理由」に記載で、「その存在を確認することができなかった」ことに至った過程（会議録、意思決定形成過程、決済等）を記録したあらゆる行政文書。また、在職職員の範囲（委託会社や警備会社等を含んでいるのか）や退職職員への可能な限りの聞き取りが実施しない意思決定に至ったことが明確に分かる過程（上と同じ）を記録した行政文書。令和7年4月7日付行政文書一部公開決定通知書にて公開された決裁文書（決済日：令和7年3月4日付）を除く。「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」では、意思形成過程文書を確実に作成すること。 「意思決定に至る経過を明確にするため、意思形成過程における文書を確実に作成し、行政文書として適正に保存管理しなければならない。」とされているため、意思決定過程における文書が存在しないことはありえない。	非公開	令和7年4月22日	文書不存在 請求対象文書は、作成をしていないため ※本公開請求に係る類の文書の作成は、厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でないと判断しているため、作成をしていません。	・本件処分に係る決定通知書において、「文書不存在」とした上で、「請求対象文書は、作成していないため」と記述し、さらに本件請求対象文書を作成していないことに対し、「指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でないと判断している」と記載している部分について、指針の具体的にどの箇所によって、「市の裁量に委ねられ」、「作成を要する文書ではない」と判断しているかは不明確である。 ・厚木市中央図書館の地下トイレにおける貼付物に関し、その聞き取り範囲について、どのような意思決定がなされたのか、その意思形成過程における文書を求めたものであるが、指針では、「市民への説明責任を果たすため」とし、「意思形成過程文書を確実に作成すること」を市職員に課しており、市が意思形成過程文書を確実に作成することを努めなければならないというような努力義務ではなく、することと、義務を市職員に課しているにもかかわらず、市の裁量に委ねられとは明らかに指針に相反している。 ・指針に照らして、本件処分における理由について、対象となるような行政文書を、なぜ作成（取得）していないかについて明記されておらず、また、最高裁判例の求める相手方に対し、いかなる理由に基づき処分がなされたのかを了知せしめる水準の理由にはなっていない。 ・市の口頭説明や弁明書による治癒という主張は、理由付記制度の趣旨を根本的に誤解しており、法理に明確に反する。	・行政文書の作成については、厚木市公文書等の管理に関する条例において「実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、行政文書を作成しなければならない。」と定められている。「処理に係る事案が軽微なもの」は、事後にその内容の確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、当該事案に関する決定・記録が歴史的な価値を有さないものであり、実施機関内部における日常業務の連絡及び打合せや、所掌事務に関する単なる問合せに対する応答が考えられ、文書作成の要否については、実施機関が判断するものである。 ・指針は、本市の徹底した情報公開の推進を目指し、市政に対する市民の信頼確保と市民への説明責任を果たすため、行政文書の作成に当たり留意すべき事項を訓示的に示したものであり、指針「3 行政文書の作成及び保存管理」では、「情報公開制度を適正に運用し、市民への説明責任を果たすため、行政文書の作成及び保存管理には、次に掲げる事項に留意しなければならない。」と規定され、「(1) 意思形成過程文書を確実に作成すること。」として「意思決定に至る経過を明確にするため、意思形成過程における文書を確実に作成し、行政文書として適正に保存管理しなければならない。」と規定されているが、指針は、行政文書の作成に当たり留意すべき事項を訓示的に示したものであり、意思形成過程に係る全ての文書を作成することとする解釈はしていない。 ・本件請求対象文書は、令和7年3月4日付け行政文書非公開決定に至った過程を記録した文書（当該決定に係る決裁文書を除く。）であるが、当該文書については、事後にその内容の確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、当該事案に関する決定・記録が歴史的な価値を有さないものであり、処理に係る事案が軽微なものであるため、作成していない。当該決定に至る過程においては、担当者間で、決定の内容について打合せを行ったが、指針では、日々の業務において行われる担当者間の意見交換、打合せについてまで行政文書の作成を必ず求めているものとは解釈しておらず、特定の行政文書公開請求に対して行われた担当者間の打合せについて、行政文書の作成を要するものではない。 ・本件処分における理由付記については、指針、最高裁判例に照らしても十分である。
令和7年度 厚審第4号	令和7年4月25日	厚木市長 (青少年課)	令和7年4月9日	令和7年4月7日付行政文書非公開決定通知書について、公開しない理由が、「文書不存在 請求対象文書は、作成及び取得をしていないため。」とあるが、これは、文書不存在に対する理由である。 しかし、「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」4文書不存在理由の明確化では、「不存在を理由とした非公開決定時の非公開決定理由については、説明責任を果たす観点から、単に「作成（取得）していない」という事実ではなく、なぜ作成（取得）していないのかを記述しなければならない。」とある。上記理由は事実のみであり、作成（取得）していない理由ではないため、その理由を記述した行政文書。 当然ながら、本件についても、「なぜ作成及び取得していないのか」の理由を求める。 記述や作成されていないのであれば、当然ながら同指針を遵守していないことになる。	非公開	令和7年4月22日	文書不存在 請求対象文書は、作成をしていないため ※本公開請求に係る類の文書の作成は、厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でないと判断しているため、作成をしていません。	・本件処分に係る決定通知書において、「文書不存在」とした上で、「請求対象文書は、作成していないため」と記述し、さらに本件請求対象文書を作成していないことに対し、「指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でないと判断している」と記載している部分について、指針の具体的にどの箇所によって、「市の裁量に委ねられ」、「作成を要する文書ではない」と判断しているかは不明確である。 ・指針では、「市民への説明責任を果たすため」とし、「意思形成過程文書を確実に作成すること」を市職員に課しており、市が意思形成過程文書を確実に作成することを努めなければならないというような努力義務ではなく、することと、義務を市職員に課しているにもかかわらず、市の裁量に委ねられとは明らかに指針に相反している。 ・指針に照らして、当初の決定処分及び本件処分における理由について、対象となるような行政文書を、なぜ作成（取得）していないかについて明記されていない。 ・指針は、訓示規程ではなく、文書作成における義務を課すものと解釈すべきである。 ・市の口頭説明や弁明書による治癒という主張は、理由付記制度の趣旨を根本的に誤解しており、法理に明確に反する。 ・本件処分における理由付記は非開示の根拠規定を示すだけであり、十分ではない。	・行政文書の作成については、厚木市公文書等の管理に関する条例において「実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、行政文書を作成しなければならない。」と定められている。「処理に係る事案が軽微なもの」は、事後にその内容の確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、当該事案に関する決定・記録が歴史的な価値を有さないものであり、実施機関内部における日常業務の連絡及び打合せや、所掌事務に関する単なる問合せに対する応答が考えられ、文書作成の要否については、実施機関が判断するものである。 ・指針は、本市の徹底した情報公開の推進を目指し、市政に対する市民の信頼確保と市民への説明責任を果たすため、行政文書の作成に当たり留意すべき事項を訓示的に示したものであり、指針「3 行政文書の作成及び保存管理」では、「情報公開制度を適正に運用し、市民への説明責任を果たすため、行政文書の作成及び保存管理には、次に掲げる事項に留意しなければならない。」と規定され、「(1) 意思形成過程文書を確実に作成すること。」として「意思決定に至る経過を明確にするため、意思形成過程における文書を確実に作成し、行政文書として適正に保存管理しなければならない。」と規定されているが、指針は、行政文書の作成に当たり留意すべき事項を訓示的に示したものであり、意思形成過程に係る全ての文書を作成することとする解釈はしていない。 ・本件請求対象文書は、非公開決定が文書不存在を理由としたものであった事案について、当該請求における請求対象文書を作成（取得）していない理由を記述した行政文書であるが、当該文書については、事後にその内容の確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、当該事案に関する決定・記録が歴史的な価値を有さないものであり、処理に係る事案が軽微なものであるため、作成していない。 ・本件処分における理由付記については、指針、最高裁判例に照らしても十分である。

(あ) 事件番号	(い) 審査請求日	(う) 実施機関	(え) 公開請求日	(お) 公開請求対象文書	(か) 決定内容	(き) 決定日	(く) 非公開理由	(け) 審査請求人の主張	(こ) 実施機関の主張
令和7年度 厚審第5号	令和7年4月25日	厚木市長 (青少年課)	令和7年4月9日	「令和7年3月4日付行政文書非公開決定通知書」の「公開しない理由」に記載で、「その存在を確認することができなかった」ことに至った過程（会議録、意思決定形成過程、決済等）を記録したあらゆる行政文書。また、在職職員 の範囲（委託会社や警備会社等を含んでいるのか）や退職職員への可能な限りの聞き取りが実施しない意思決定に至ったことが明確に分かる過程 （上と同じ）を記録した行政文書。令和7年4月7日付行政文書一部公開決定通知書にて公開された決裁文書（決済日：令和7年3月4日付）を除く。 「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」では、3-1-ウ複数の部にまたがって連絡調整を行うことを目的とする会議録等を作成しなければならない。同決裁文書では、決済者及び合議者6名は、対面で会議を行った旨、〇〇氏から説明があったため、当該行政文書が不存在ということはありません。	非公開	令和7年4月22日	文書不存在 請求対象文書は、作成をしていないため ※本公開請求に係る類の文書の作成は、厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でないため、作成をしていません。	・本件処分に係る決定通知書において、「文書不存在」とした上で、「請求対象文書は、作成していないため」と記述し、さらに本件請求対象文書を作成していないことに対し、「指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でない」と判断している」と記載している部分について、指針の具体的にどの箇所によって、「市の裁量に委ねられ」、「作成を要する文書ではない」と判断しているかは不明確である。 ・厚木市中央図書館の地下トイレにおける貼付物に関し、その聞き取り範囲について、どのような意思決定がなされたのか、その意思形成過程における文書を求めたものであるが、指針では、「市民への説明責任を果たすため」とし、「複数の部にまたがって連絡調整を行うことを目的とする会議録等」を特に留意し、「意思形成過程文書を確実に作成すること」を市職員に課しており、市が意思形成過程文書を確実に作成することを努めなければならないというような努力義務ではなく、することと、義務を市職員に課しているにもかかわらず、市の裁量に委ねられとは明らかに指針に相反している。 ・指針に照らして、当初の決定処分及び本件処分における理由について、対象となるような行政文書を、なぜ作成（取得）していないかについて明記されていない。 ・市の口頭説明や弁明書による治癒という主張は、理由付記制度の趣旨を根本的に誤解しており、法理に明確に反する。 ・本件処分における理由付記は非開示の根拠規定を示すだけであり、十分ではない。	・行政文書の作成については、厚木市公文書等の管理に関する条例において「実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、行政文書を作成しなければならない。」と定められている。「処理に係る事案が軽微なもの」は、事後にその内容の確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、当該事案に関する決定・記録が歴史的な価値を有さないものであり、実施機関内部における日常業務の連絡及び打合せや、所掌事務に関する単なる問合せに対する応答が考えられ、文書作成の要否については、実施機関が判断するものである。 ・指針は、本市の徹底した情報公開の推進を目指し、市政に対する市民の信頼確保と市民への説明責任を果たすため、行政文書の作成に当たり留意すべき事項を訓示的に示したものであり、指針「3 行政文書の作成及び保存管理」では、「情報公開制度を適正に運用し、市民への説明責任を果たすため、行政文書の作成及び保存管理には、次に掲げる事項に留意しなければならない。」と規定され、「(1) 意思形成過程文書を確実に作成すること。」として「意思決定に至る経過を明確にするため、意思形成過程における文書を確実に作成し、行政文書として適正に保存管理しなければならない。」と規定されているが、指針は、行政文書の作成に当たり留意すべき事項を訓示的に示したものであり、意思形成過程に係る全ての文書を作成することとする解釈はしていない。 ・本件請求対象文書は、令和7年3月4日付け行政文書非公開決定に至った過程を記録した文書（当該決定に係る決裁文書を除く。）であるが、当該文書については、事後にその内容の確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、当該事案に関する決定・記録が歴史的な価値を有さないものであり、処理に係る事案が軽微なものであるため、作成していない。当該決定に至る過程においては、担当者間で、決定の内容について打合せを行ったが、指針では、日々の業務において行われる担当者間の意見交換、打合せについてまで行政文書の作成を必ず求めているものとは解釈しておらず、特定の行政文書公開請求に対して行われた担当者間の打合せについて、行政文書の作成を要するものではない。 ・本件処分における理由付記については、指針、最高裁判例に照らしても十分である。
令和7年度 厚審第6号	令和7年4月25日	厚木市長 (青少年課)	令和7年4月15日	1) 令和6年1月25日付行政文書非公開決定通知書に対する2024年2月2日付審査請求書以降、本件に係る弁明書等、厚木市情報公開審査会の答申、裁決書において、厚木市中央図書館地下トイレの貼付物の貼付時期は10年以上前であることが既成事実となっているが、なぜ10年以上前と判明したのか、その根拠となる行政文書。 2) 1) の通知書のもととなる行政文書公開請求書の提出後、日数を置かず貼付物を除去することとなった意思決定過程文書（行政文書作成指針に基づく）。特に、貼付物の内容について、現状（例えば、イタズラの発生状況、警備体制の強化状況等）を文書不存在により把握していないのにも関わらず（まだイタズラ等が発生しているかも知れず、注意喚起しなければならないかもしれないに）。	非公開	令和7年4月22日	文書不存在 請求対象文書は、作成をしていないため ※本公開請求に係る類の文書の作成は、厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でないため、作成をしていません。	・本件処分に係る決定通知書において、「文書不存在」とした上で、「請求対象文書は、作成していないため」と記述し、さらに本件請求対象文書を作成していないことに対し、「指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でない」と判断している」と記載している部分について、指針の具体的にどの箇所によって、「市の裁量に委ねられ」、「作成を要する文書ではない」と判断しているかは不明確である。 ・厚木市中央図書館の地下トイレの貼付物は「10年以上前に貼付した」旨の根拠は市の意思形成過程文書を作成することであり、それを作成していないのは、指針を遵守していない。 ・本件に係る行政文書公開請求書の提出後、日数を置かず貼付物を除去することになった意思形成過程文書を作成していないことは、やはり指針を遵守しているとは言えず、指針では、「市民への説明責任を果たすため」とし、「意思形成過程文書を確実に作成すること」を市職員に課しており、市が意思形成過程文書を確実に作成することを努めなければならないというような努力義務ではなく、することと、義務を市職員に課しているにもかかわらず、市の裁量に委ねられとは明らかに指針に相反している。 ・指針に照らして、本件処分における理由について、対象となるような行政文書を、なぜ作成（取得）していないかについて明記されていない。 ・指針は、訓示規程ではなく、文書作成における義務を課すものと解釈すべきである。 ・市の口頭説明や弁明書による治癒という主張は、理由付記制度の趣旨を根本的に誤解しており、法理に明確に反する。 ・本件処分における理由付記は非開示の根拠規定を示すだけであり、十分ではない。	・厚木市中央図書館の地下トイレの貼付物については、本件トイレの設備品の破損によるイタズラが発生していること、警備を強化中であること、不審者を目撃した場合の連絡等について施設利用者に周知、注意喚起をしたものであるが、本件貼付物の内容の事案がいつ発生し、いつ本件貼付物が貼付されたものなのかが現状では特定する手段がなく、設備品の破損に伴う修理や警備の強化に係る支出関係の文書についても探索したが存在を確認できなかったものであり、当該事案は、少なくとも支出関係の文書の保存年限である10年以上前に発生したと判断したものであり、また、現在、本件トイレの設備品の破損等のイタズラは発生しておらず、本件貼付物の目的は達成したものと判断したため、本件貼付物は除去したものである。 ・本件請求対象文書は、本件貼付物の貼付時期が10年以上前と判明した根拠となる行政文書及び本件貼付物を除去することとなった意思決定過程文書であるが、本件貼付物については、前述のとおり支出関係の書類を確認して少なくとも10年以上前に貼付された物と判断したものであり、その根拠となる行政文書は作成していない。 ・本件貼付物を除去することとなった意思決定過程文書についても、現在の本件トイレにおけるイタズラの発生状況から判断し除去したものであり、除去することとなった意思決定過程文書は作成していない。 ・請求対象文書については、処理に係る事案が軽微なものであるため、作成しておらず、文書の作成については、指針に照らしても実施機関の裁量に委ねられており、作成していないことが指針を遵守していないことになるわけではない。 ・本件処分における理由付記は指針、最高裁判例に照らしても十分である。

(あ) 事件番号	(い) 審査請求日	(う) 実施機関	(え) 公開請求日	(お) 公開請求対象文書	(か) 決定内容	(き) 決定日	(く) 非公開理由	(け) 審査請求人の主張	(こ) 実施機関の主張
令和7年度 厚審第7号	令和7年4月25日	厚木市長 (行政総務課)	令和7年4月9日	令和7年4月7日付行政文書非公開決定通知書の公開しない理由で、「文書不存在 請求対象文書は、作成及び取得をしていないため。」とあるが、これは、文書不存在に対する理由である。 しかし、「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」4文書不存在理由の明確化では、「不存在を理由とした非公開決定時の非公開決定理由については、説明責任を果たす観点から、単に「作成（取得）していない」という事実ではなく、なぜ作成（取得）していないのかを記述しなければならない。」とある。上記理由は事実のみであり、作成（取得）していない理由ではない。 同指針は法制総務課が所管しているが、同通知書が青少年課から回付され、内容について同指針を遵守しているかを審査・判断するにあたり、明らかに遵守されていないのにも関わらず、どのような意思決定過程を経て、審査を承認したのかを示す行政文書。 また、同指針をどう解釈して、遵守していると判断したのかを示す行政文書。	非公開	令和7年4月22日	文書不存在 請求対象文書は、作成をしていないため ※本公開請求に係る類の文書の作成は、厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でないため、作成をしていません。	・本件処分に係る決定通知書において、「文書不存在」とした上で、「請求対象文書は、作成していないため」と記述し、さらに本件請求対象文書を作成していないことに対し、「指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でない」と判断している」と記載している部分について、指針の具体的にどの箇所によって、「市の裁量に委ねられ」、「作成を要する文書ではない」と判断しているかは不明確である。 ・他部署から回付された非公開決定通知書案に対し、どのように指針に沿っているのかを判断したのかを示す行政文書を作成していないことは、行政総務課は指針を明らかに遵守していないということである。 ・指針では、「市民への説明責任を果たすため」とし、「意思形成過程文書を確実に作成すること」を市職員に課しており、市が意思形成過程文書を確実に作成することを努めなければならないというような努力義務ではなく、することと、義務を市職員に課しているにもかかわらず、市の裁量に委ねられとは明らかに指針に相反している。 ・指針は、訓示規程ではなく、文書作成における義務を課すものと解釈すべきである。 ・指針に照らして、本件処分における理由について、対象となるような行政文書を、なぜ作成（取得）していないかについて明記されていない。 ・市の口頭説明や弁明書による治癒という主張は、理由付記制度の趣旨と判例法理を無視したものである。 ・「しなければならない」とは一般的な用語としてはもちろん、法令用語としては「一定の作為の義務を規定しようとするときに用いる」とされており、義務規定に使用される言葉であり、「なぜ作成（取得）していないのかを記述しなければならない」に、できるだけ記述すればよいや必要であれば記述すればよいなどと解釈できる余地はない。	・行政文書の作成については、厚木市公文書等の管理に関する条例において「実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、行政文書を作成しなければならない。」と定められている。「処理に係る事案が軽微なもの」は、事後にその内容の確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、当該事案に関する決定・記録が歴史的な価値を有さないものであり、実施機関内部における日常業務の連絡及び打合せや、所掌事務に関する単なる問合せに対する応答が考えられ、文書作成の可否については、実施機関が判断するものである。 ・指針は、本市の徹底した情報公開の推進を目指し、市政に対する市民の信頼確保と市民への説明責任を果たすため、行政文書の作成に当たり留意すべき事項を訓示的に示したものであり、指針「3 行政文書の作成及び保存管理」では、「情報公開制度を適正に運用し、市民への説明責任を果たすため、行政文書の作成及び保存管理には、次に掲げる事項に留意しなければならない。」と規定され、「(1) 意思形成過程文書を確実に作成すること。」として「意思決定に至る経過を明確にするため、意思形成過程における文書を確実に作成し、行政文書として適正に保存管理しなければならない。」と規定されているが、指針は、行政文書の作成に当たり留意すべき事項を訓示的に示したものであり、意思形成過程に係る全ての文書を作成することとする解釈はしていない。 ・本件請求対象文書は、非公開決定が文書不存在を理由としたものであった事案について、当該請求における請求対象文書を作成（取得）していない理由を記述した行政文書であるが、当該文書については、事後にその内容の確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、当該事案に関する決定・記録が歴史的な価値を有さないものであり、処理に係る事案が軽微なものであるため、作成していない。 ・本件処分における理由付記については、指針、最高裁判例に照らしても十分である。
令和7年度 厚審第8号	令和7年4月25日	厚木市長 (行政総務課)	令和7年4月9日	厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針を所管する行政総務課が、行政s文書開示請求に関し、他部課から回答が回付されてきたとき、同指針を遵守している内容かを審査する方法や運用方法、承認方法、決裁方法、その意思決定過程に関する行政文書	非公開	令和7年4月22日	文書不存在 請求対象文書は、作成をしていないため ※本公開請求に係る類の文書の作成は、厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でないため、作成をしていません。	・本件処分に係る決定通知書において、「文書不存在」とした上で、「請求対象文書は、作成していないため」と記述し、さらに本件請求対象文書を作成していないことに対し、「指針に照らしても市の裁量に委ねられており、作成を要する文書でない」と判断している」と記載している部分について、指針の具体的にどの箇所によって、「市の裁量に委ねられ」、「作成を要する文書ではない」と判断しているかは不明確である。 ・他部署から回付された非公開決定通知書案に対し、どのように指針に沿っているのかを判断したのかを示す行政文書を作成していないことは、行政総務課は指針を明らかに遵守していないということである。 ・指針では、「市民への説明責任を果たすため」とし、「意思形成過程文書を確実に作成すること」を市職員に課しており、市が意思形成過程文書を確実に作成することを努めなければならないというような努力義務ではなく、することと、義務を市職員に課しているにもかかわらず、市の裁量に委ねられとは明らかに指針に相反している。 ・指針は、訓示規程ではなく、文書作成における義務を課すものと解釈すべきである。 ・指針に照らして、本件処分における理由について、対象となるような行政文書を、なぜ作成（取得）していないかについて明記されていない。 ・「しなければならない」とは一般的な用語としてはもちろん、法令用語としては「一定の作為の義務を規定しようとするときに用いる」とされており、義務規定に使用される言葉であり、「なぜ作成（取得）していないのかを記述しなければならない」に、できるだけ記述すればよいや必要であれば記述すればよいなどと解釈できる余地はない。	・行政文書の作成については、厚木市公文書等の管理に関する条例において「実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、行政文書を作成しなければならない。」と定められている。「処理に係る事案が軽微なもの」は、事後にその内容の確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、当該事案に関する決定・記録が歴史的な価値を有さないものであり、実施機関内部における日常業務の連絡及び打合せや、所掌事務に関する単なる問合せに対する応答が考えられ、文書作成の可否については、実施機関が判断するものである。 ・指針は、本市の徹底した情報公開の推進を目指し、市政に対する市民の信頼確保と市民への説明責任を果たすため、行政文書の作成に当たり留意すべき事項を訓示的に示したものであり、指針「3 行政文書の作成及び保存管理」では、「情報公開制度を適正に運用し、市民への説明責任を果たすため、行政文書の作成及び保存管理には、次に掲げる事項に留意しなければならない。」と規定され、「(1) 意思形成過程文書を確実に作成すること。」として「意思決定に至る経過を明確にするため、意思形成過程における文書を確実に作成し、行政文書として適正に保存管理しなければならない。」と規定されているが、指針は、行政文書の作成に当たり留意すべき事項を訓示的に示したものであり、意思形成過程に係る全ての文書を作成することとする解釈はしていない。 ・本件請求対象文書は、指針を遵守している内容かを審査する方法や運用方法、承認方法、決済方法、その意思決定に係る行政文書であるが、当該文書については、事後にその内容の確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、当該事案に関する決定・記録が歴史的な価値を有さないものであり、処理に係る事案が軽微なものであるため、作成していない。 ・本件処分における理由付記については、指針、最高裁判例に照らしても十分である。